

富山県奨学資金について（大学院）

1 申請要件

次の3つの要件に該当する者が対象になります。

- ①富山県内の大学院に在学する学生であること。
- ②県内に住所を有していること。
- ③日本学生支援機構奨学金の貸与条件を満たすこと。

※ただし、日本学生支援機構の貸与を受けている者は、原則としてこの奨学資金の貸与を受けることができません。

2 奨学金の概要

課程区分	貸与月額（無利子）	貸与期間
博士前期課程	88,000 円	・2019年4月から修了年月までの最短年月（博士前期は2年、博士後期は3年） ・休学または留年の場合、その期間は停止します。 ・成績不良の場合や貸与が適当でないと認められる場合、貸与が取り消されることがあります。
博士後期課程	122,000 円	

3 奨学資金の返還

本奨学資金は、貸与されたもので、卒業後、返還しなければなりません。

返還は、年賦または半年賦で、口座振替で行います。返還方法の例は以下のとおりです。

【平成30年4月入学者の場合】

課程	貸与月額(円)	貸与期間(月数)	返還総額	返還額(年賦額)	返還期間
博士前期課程	88,000	24	2,112,000	150,000	15～16年
博士後期課程	122,000	36	4,392,000	219,600	20年

4 奨学資金貸与の申込み手続きについて

奨学金を希望する学生は、事務局で申請書類を受け取り、提出期限までに事務局窓口に提出してください。

なお、申請の際、①本人の住所を証明する書類、②本人の前年の収入金額を証明する書類が必要ですので予め準備しておいてください。

また、申請時に保証人2人が必要です（保証人のうち1人は、本人及び他の保証人と別生計）。

申請書類提出期限 4月24日（水）【厳守】

※提出は、事務局教務課窓口まで